



地方厚生(支)局医療課長 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部)長 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)長

厚生労働省保険局医療課長 (公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官 (公印省略)

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (令和4年3月4日付け保医発0304第1号)を下記のとおり改正し、令和4年5月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

- 1 別添1第2章第3部第1節第1款D003(4)ア中「ELISA法、FEIA法又はLA法」を「ELISA法、FEIA法、イムノクロマト法又はLA法」に改める。
- 2 別添 1 第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D 0 0 3 (4) イ中「クローン病については FEIA法 により測定した場合に、」を「クローン病については FEIA法 スピイム ノクロマト法により測定した場合に、」に改める。
- 3 別添 1 第 2 章 第 3 部 第 1 節 第 1 款 D 0 1 4 (13) 中「E L I S A 法、C L E I A 法 又 は ラ テックス 免疫 比 濁 法 」 を 「E L I S A 法、C L E I A 法、ラテックス 免疫 比 濁 法 又 は F I A 法 」 に 改 め る。
- 4 別添1第2章第3部第1節第1款D015(5)中「ECLIA法又はCLIA法」を「ECLIA法、CLIA法又はCLEIA法」に改める。

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和4年3月4日付け保医発0304第1号)

改正後 行 別添1 別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第1章 (略) 第2章 特揭診療料 第2章 特揭診療料 第1部・第2部 (略) 第1部・第2部 (略) 第3部 検査 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1節 検体検査料

 $D000\sim D002$ (略)

D003 糞便検査

第1款 検体検査実施料

 $(1)\sim(3)$ (略)

(4) カルプロテクチン(糞便)

ア 「9」のカルプロテクチン(糞便)を慢性的な 炎症性腸疾患(潰瘍性大腸炎やクローン病等)の 診断補助を目的として測定する場合は、ELIS A法、FEIA法、イムノクロマト法又はLA法 により測定した場合に算定できる。ただし、腸管 感染症が否定され、下痢、腹痛や体重減少などの 症状が3月以上持続する患者であって、肉眼的血 便が認められない患者において、慢性的な炎症性 腸疾患が疑われる場合の内視鏡前の補助検査とし て実施すること。また、その要旨を診療録及び診 療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

イ 本検査を潰瘍性大腸炎又はクローン病の病態把

第1款 検体検査実施料

D000~D002 (略)

D003 糞便検査

 $(1)\sim(3)$ (略)

(4) カルプロテクチン(糞便)

ア 「9」のカルプロテクチン(糞便)を慢性的な 炎症性腸疾患(潰瘍性大腸炎やクローン病等)の 診断補助を目的として測定する場合は、ELIS A法、FEIA法又はLA法により測定した場合 に算定できる。ただし、腸管感染症が否定され、 下痢、腹痛や体重減少などの症状が3月以上持続 する患者であって、肉眼的血便が認められない患 者において、慢性的な炎症性腸疾患が疑われる場 合の内視鏡前の補助検査として実施すること。ま た、その要旨を診療録及び診療報酬明細書の摘要 欄に記載すること。

イ 本検査を潰瘍性大腸炎又はクローン病の病態把

握を目的として測定する場合、潰瘍性大腸炎についてはELISA法、FEIA法、金コロイド凝集法、イムノクロマト法又はLA法により、クローン病についてはELISA法、FEIA法又はイムノクロマト法により測定した場合に、それぞれ3月に1回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から、本検査を1月に1回行う場合には、その詳細な理由及び検査結果を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

ウ (略)

 $D004\sim D013$ (略)

D014 自己抗体検査

(1)~(12) (略)

(13) 「30」の抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ 抗体(MPO-ANCA)は、ELISA法、CL EIA法、ラテックス免疫比濁法又はFIA法により、急速進行性糸球体腎炎の診断又は経過観察のために測定した場合に算定する。

(14) \sim (30) (略)

D 0 1 5 血漿蛋白免疫学的検査

 $(1)\sim(4)$ (略)

(5) 「17」のインターロイキンー6(ILー6)は、全身性炎症反応症候群の患者(疑われる患者を含む。)の重症度判定の補助を目的として、血清又は血漿を検体とし、ECLIA法、CLIA法又はCLEIA法により測定した場合に、一連の治療につき2回に限り算定する。なお、本検査を実施した年月日を診療報酬明細書に記載すること。また、医学的な必要性から一連の治療につき3回以上算定する場合においては、その詳細な理由を診療報酬明細書の

握を目的として測定する場合、潰瘍性大腸炎についてはELISA法、FEIA法、金コロイド凝集法、イムノクロマト法又はLA法により、クローン病については<u>FEIA法</u>により測定した場合に、それぞれ3月に1回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から、本検査を1月に1回行う場合には、その詳細な理由及び検査結果を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

ウ (略)

 $D004 \sim D013$ (略)

D014 自己抗体検査

(1)~(12) (略)

(13) 「30」の抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ 抗体(MPO-ANCA)は、ELISA法、CL EIA法<u>又はラテックス免疫比濁法</u>により、急速進 行性糸球体腎炎の診断又は経過観察のために測定し た場合に算定する。

 $(14) \sim (30)$ (略)

D 0 1 5 血漿蛋白免疫学的検査

 $(1)\sim(4)$ (略)

(5) 「17」のインターロイキンー6(ILー6)は、全身性炎症反応症候群の患者(疑われる患者を含む。)の重症度判定の補助を目的として、血清又は血漿を検体とし、ECLIA法又はCLIA法により測定した場合に、一連の治療につき2回に限り算定する。なお、本検査を実施した年月日を診療報酬明細書に記載すること。また、医学的な必要性から一連の治療につき3回以上算定する場合においては、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載す

摘要欄に記載すること。	ること。
(6)~(15) (略)	(6)~(15) (略)